

宮崎市グローバルチャレンジ支援事業 ～中学生の海外派遣～ 実施要項

1. 目的

宮崎市が中学生を海外へ派遣することにより、英語によるコミュニケーション能力の育成や、世界の異なる文化や価値観、考え方にふれながら、グローバルな視点で自分や地域の課題を考えることを通して豊かな国際感覚の醸成を図る。

2. 派遣先

シンガポール *EF (Education First) のシンガポールキャンパス *EF：語学学校名

3. 期間

令和6年8月3日（土）から 8月17日（土）までの15日間

4. 内容

現地学校での語学研修、施設見学等

5. 派遣及び引率

派遣：生徒10名

引率：引率2名、添乗員1名

6. 応募資格

本事業に応募できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 宮崎市に住所がある中学生であること。
- (2) 保護者の了解を得た上で、生徒自身が積極的に参加を希望しており、語学研修等に熱心にかつ意欲的に取り組み、集団生活において規律ある行動がとれること。
- (3) 宮崎市教育委員会が主催する教育的活動であることを理解できること。
- (4) 一定の英語力があること。一定とは、英語力の国際基準であるCEFR(セファールの)A1程度(実用英語技能検定の場合、3級に近い程度)とする。

具体的には、以下の3点が英語でできる程度とする。

- ① よく使われる日常的表現や基本的な言い回しについて、理解したり使用したりすることができる。
- ② 自分や他人を紹介することができ、住んでいるところや、持ち物などの個人的情報などについて、質問したり答えたりすることができる。
- ③ 相手がゆっくり・はっきりと話し、助けが得られれば簡単なやり取りをすることができる。

- (5) 15日間の海外研修に十分耐えられ、介助等なく生活を送ることができること。
- (6) 事前研修会(2回)、事後研修会(2回)及び報告会等の全てに参加すること。
- (7) 個人負担分の5万円及びパスポート取得費用などは負担すること。
- (8) 今後、宮崎市が主催する国際交流等に関する事業にできるだけ協力すること。

7. 応募書類について

応募書類は「様式第1号(学校へ提出)」及び「様式第2号(企画総務課へ提出)」になります。

応募書類は、令和6年4月18日(木)を目途に、宮崎市役所のホームページ内の宮崎市教育委員会 企画総務課に保存します。

申し込む場合は、各自ダウンロードしご活用ください。

なお、右記のコードからも参照できます。



8. 選考及び研修等のスケジュール(予定)

(1) 募集開始 令和6年4月中旬

(2) 応募書類提出締切

○ 様式第1号 令和6年5月16日(木)(学校へ提出)

※ 学校は様式第1号に必要事項を記載し速やかに学校送達便にて送付

○ 様式第2号 令和6年5月16日(木) 17時(企画総務課へ提出)

※ 直接企画総務課へ持参または郵送

※ 面接の詳細(時刻、会場等)については、6月5日(水)までに学校を通じて連絡します。

- (3) 選考(面接) 令和6年6月15日(土) 午前または午後
- (4) 選考結果通知 令和6年6月27日(木) (学校を通じて通知)
- (5) 第1回事前研修会 令和6年7月6日(土) 午後
- (6) 第2回事前研修会 令和6年7月27日(土) 午後
- (参考) 派遣期間 令和6年8月3日(土)～8月17日(土) 15日間
- (7) 第1回事後研修会 令和6年8月20日(火) 午後
- (8) 市政100周年式典 令和6年10月26日(土) 夕方
- (9) 第2回事後研修会 令和6年11月16日(土) 午後
- (10) 100周年記念イベント 令和6年11月23日(土) ※(7)～(10)は変更もある

9. 経費

旅費等に関する経費の一部は、宮崎市が負担する。

ただし、次の経費については自己負担とする。

(1) 派遣に必要な旅費のうち個人負担分(50,000円)

(2) パスポート取得費

(3) その他、個人の理由により必要なものに関する費用(昼食を含む)

※ 派遣生徒決定後に実施する第1回事前研修会において、宮崎市就学援助制度の概要を説明します。保護者からの申し出があり、当該制度の基準と照らし合わせた結果、個人負担分の50,000円を免除する場合があります。

不明な点は、遠慮なくお問い合わせください。

10. 選考方法及び評価項目

選考は、様式第2号(裏面)に記載された内容及び面接により行う。

<評価項目>

- ① 本事業の趣旨を理解しているか。
- ② 語学研修等に熱心に、かつ意欲的に取り組むことができるか。
- ③ 将来を見据え、参加の目的が明確であるか。
- ④ 集団生活を行う上で、規律ある行動がとれるか。
- ⑤ 一定の英語力を有しているか(英語による質問)

11. その他

(1) 次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とします。

- ① 提出書類について、提出期限を過ぎて提出された場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 面接開始時刻までに会場に来なかった場合
- ④ 審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合
- ⑤ 派遣が決定した後であっても、派遣生徒として不適切な事由があった場合

(2) 提出された応募書類等は、以下のとおり取り扱います。

- ① 本事業は委託事業であるため、委託業者には必要な情報を提供します。ただし、本事業の派遣に関すること以外の目的では使用しません。
- ② 選考作業において必要な範囲で複製する場合があります。
- ③ 返却はしません。

(3) やむを得ない事情により、選考及び派遣に参加できなくなった場合は、すみやかに辞退の旨を教育委員会に連絡してください。なお、個人負担分の50,000円については、利息を付さずに返還します。ただし、キャンセル料等が必要な場合は負担していただきます。

<問合せ>

〒889-1696 宮崎市清武町西新町1番地1(清武総合支所4階)
宮崎市教育委員会 企画総務課 教育施策推進室(担当: 兒玉、野崎)
電話: 0985-85-1857 FAX: 0985-44-5445
Mail: 45soumu@city.miyazaki.miyazaki.jp